

佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書について

鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町（以下「関係市町」という。）は、今年2月15日にごみ処理の共同処理を行うため、新たなごみ処理施設（以下「施設」という。）の建設や管理運営に必要な事項の協議をすることを目的として、佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会を設置した。（会長：鳥栖市長 橋本康志）

これまで5回の協議会を開催し、基本的な事項の協議が整ったため、12月27日に関係市町で、「佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」を締結することとした。

今後、この覚書に基づき関係市町で一部事務組合を立ち上げ、平成36年4月の施設稼働を目指す。

1 経過及び今後の予定

平成23年11月	佐賀県広域化計画に基づく東部ブロック研修会設置
平成26年2月	東部ブロック首長意見交換会の開催
平成26年11月	神埼市・吉野ヶ里町から計画参加の申し入れ
平成27年3月	地元真木町で説明会を開始
平成27年12月	建設同意（真木町）
平成28年2月	広域化同意（真木町）
平成28年2月	東部ブロックごみ処理施設建設協議会設置
平成28年12月	覚書締結
平成30年1月	新たな一部事務組合の設立
平成32～35年度	建設工事
平成36年4月	新施設稼働

2 覚書概要

- ・環境に十分配慮した最新の施設を設置し、周辺住民にとって安全で安心な環境を確保する。
- ・鳥栖市真木町地内の旧ごみ焼却施設跡地ほか4.2ヘクタールに、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び管理棟などの付帯施設を建設し、施設の稼働目標を平成36年4月とする。
- ・施設の建設に要する費用の負担割合は、均等割10%及び人口割90%、管理運営に要する費用の負担割合は、均等割10%、排出割90%とする。
- ・建設協力金として、鳥栖市を除く1市3町は、均等割10%、人口割90%をもって鳥栖市に対し11億5千万円を支払う。
- ・建設協力金は、平成30年度より3年間で年額1億円とし、残額を平成33年度より15年間で支払う。
- ・地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合を平成30年1月に設置し、施設の建設及び管理運営を行う。